

平成21年2月24日開催  
審 査

# まちづくり基本条例・議会基本条例等に関する審査特別委員会資料

審査付託事件

3. 福島町議会基本条例の制定について  
(平成20年第2回定例会発議第1号)

議 会 事 務 局

《 別紙資料 1 》

平成21年2月23日

まちづくり基本条例・議会基本条例等に関する審査特別委員会  
委員長 金 沢 秀 一 様

福島町議会運営委員会  
委員長 滝 川 明 子

平成20年第2回定例会発議第1号「福島町議会基本  
条例の制定について」に対する修正案

上記の修正案を、別紙のとおり会議規則第68条の規定により提出します。

## 1. 平成20年第2回定例会発議第1号「福島町議会基本条例の制定について」に対する修正案について

平成20年第2回定例会発議第1号「福島町議会基本条例の制定について」は、本審査委員会に付託され、2月20日に審議したところであります。

審議経過を踏まえた関係条例等の調整において、議会運営委員会より「議会基本条例」に係る一部修正案の提出がありました。（別紙資料1）

本審査委員会において修正案の審議をいただき、平成21年第1回定例会に提案を予定するものです。

## 2. 福島町議会基本条例の制定に伴い整備する関係の条例等（案）

(1) 福島町議会基本条例の制定により整理する条例等は下記のとおりです。

(2) 整理等を必要とする条例案は、別紙資料2のとおりです。

関係条例等	内容
福島町議会会議条例	全部改正
福島町議会の運営に関する基準	一部改正
議場における発言等に関する運用基準	〃
議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例	〃
福島町議会事務局の組織に関する規則	〃
福島町議会への参画を奨励する規則	全部改正

別 紙（修正案～福島町議会基本条例新旧対照表）

改正前	改正後
<p>前文～第2条 （略）</p> <p>（通年議会）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 議会の会期を通年とする必要な事項は、福島町議会会議規則（昭和62年規則第2号）で定める。</p> <p>第4条 （略）</p> <p>（議会の活動原則）</p> <p>第5条 議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公開性、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会、町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。</p> <p>2 議会は、議会が、議員、町長、町民等の交流と自由な討論の広場であるとの認識に立って、前項の規定を実現するため、この条例に規定するもののほか、別に定める<u>会議規則</u>の内容を継続的に見直す。</p> <p>3～6 （略）</p> <p>7 傍聴に関し必要な事項は、<u>福島町議会傍聴規則（平成16年規則第1号）</u>で定める。</p> <p>第6条～第8条 （略）</p> <p>（町長による政策形成過程等の説明）</p> <p>第9条 町長は、議会に政策等（計画、事業等）を提案するときは、内容をより明確にするため、次に掲げる形成過程の資料を<u>提出するよう努める。</u></p> <p>（1）政策等の発生源</p> <p>（2）検討した他の政策等の内容</p>	<p>前文～第2条 （略）</p> <p>（通年議会）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 議会の会期を通年とする必要な事項は、福島町議会会議<u>条例（平成21年条例第 号）</u>で定める。</p> <p>第4条 （略）</p> <p>（議会の活動原則）</p> <p>第5条 議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公開性、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会、町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。</p> <p>2 議会は、議会が、議員、町長、町民等の交流と自由な討論の広場であるとの認識に立って、前項の規定を実現するため、この条例に規定するもののほか、別に定める<u>会議条例等</u>の内容を継続的に見直す。</p> <p>3～6 （略）</p> <p>7 傍聴に関し必要な事項は、<u>福島町議会への参画を奨励する規則（平成21年規則第 号）</u>で定める。</p> <p>第6条～第8条 （略）</p> <p>（町長による政策形成過程等の説明）</p> <p>第9条 町長は、議会に政策等（計画、事業等）を提案するときは、内容をより明確にするため、次に掲げる形成過程の資料を<u>提出する。</u></p> <p>（1）政策等の発生源</p> <p>（2）検討した他の政策等の内容</p> <p>（3）他の自治体の類似する政策等との比較検討</p>

<p>(3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討  (4) 総合計画等における根拠又は位置づけ  (5) 関係ある法令及び条例等  (6) 政策等の実施にかかわる財源措置  (7) 将来にわたる政策等のコスト計算</p> <p>2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を<b>明らかな</b>にし、執行後における政策評価に資する審議を行う。</p> <p>第10条～第11条 (略)</p> <p>(文書質問)  第12条 (略)  2 議文書質問について必要な事項は、<b>会議規則</b>で定める。</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(議員定数・歳費)  第14条 議員定数・歳費は、それぞれ<b>福島町議会会議条例</b>、議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例(昭和40年条例第19号)で定める。  2～4 (略)</p> <p>第15条～第22条 (略)</p> <p>(自由討議による合意形成)  第23条 議会は、議員による<b>討議(討論)</b>の広場であることを十分に認識し、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案、町民提案等に関して審議し結論を出す場合、町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互の自由討議を中心に議論を尽くして、少数意見を尊重しながら合意形成に努め、町民に対する説明責任を十分に果たす。  2 (略)</p>	<p>(4) 総合計画等における根拠又は位置づけ  (5) 関係ある法令及び条例等  (6) 政策等の実施にかかわる財源措置  (7) 将来にわたる政策等のコスト計算</p> <p>2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を<b>明確</b>にし、執行後における政策評価に資する審議を行う。</p> <p>第10条～第11条 (略)</p> <p>(文書質問)  第12条 (略)  2 議文書質問について必要な事項は、<b>会議条例</b>で定める。</p> <p>第13条 (略)</p> <p>(議員定数・歳費)  第14条 議員定数・歳費は、それぞれ<b>会議条例</b>、議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例(昭和40年条例第19号)で定める。  2～4 (略)</p> <p>第15条～第22条 (略)</p> <p>(自由討議による合意形成)  第23条 議会は、議員による<b>討議・討論</b>の広場であることを十分に認識し、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案、町民提案等に関して審議し結論を出す場合、町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互の自由討議を中心に議論を尽くして、少数意見を尊重しながら合意形成に努め、町民に対する説明責任を十分に果たす。  2 (略)</p>
---	--

第 24 条～第 29 条 （略）

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

第 24 条～第 29 条 （略）

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

**（議会の議決すべき事項を定める条例の廃止）**

**2 議会の議決すべき事項を定める条例（平成 17 年福島町条例第 14 号）は、廃止する。**